

# 一般社団法人しずくいし観光協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人しずくいし観光協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県岩手郡雫石町に置く。

2 この法人は、理事会に決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 この法人は、雫石町及び観光諸団体と連携して、地域に所在する景勝地、史跡などを宣伝、観光客の誘致に努め、観光事業の振興を図り、もって地域経済の発展と生活・文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝、案内及び情報の提供に関すること。
- (2) 観光情報の収集及び調査研究に関すること。
- (3) 観光客の誘客促進及び受入体制に関すること。
- (4) 特産品等の展示販売に関すること。
- (5) 観光に関する諸事業の開催及び協力に関すること。
- (6) 観光に関する施設の受託及び管理・運営に関すること。
- (7) 旅行業に関すること。
- (8) 損害保険代理店業務に関すること。
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。なお、正会員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 当法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

#### (入 会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員すべての同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 1年以上会費を納入しないとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡、又は解散したときは、退会したものとみなす。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において社員の半数以上が出席し社員総数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、除名する旨の理由を付して通知し社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることができない。

(拋出金品の不返還等)

第13条 第9条の規定により資格を喪失した会員には、すでに納入した会費及びその他の拋出金品を返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人に、機関として次の役員等を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事(理事長及び副理事長含む) 10名以上15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 理事長及び副理事長をこの法人の代表理事とし、理事は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第15条 この法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務執行の手続きを行う。
- 4 前項各号に掲げる理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し監査報告をする。
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査することができる。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができる。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞な

くその旨を理事会に報告する。

- (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。この場合請求の日から5日以内に、その請求に日から2週間以内に理事会とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款の違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書につき、監査し、監査報告書を作成する。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (役員等の任期)

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 3 この定款で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

#### (役員等の解任)

第19条 理事又は監事にふさわしくない行為があったときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

#### (報酬等)

第20条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 費用の弁償については、社員総会の決議を経て別に定める。

#### (就業及び利益相反取引の制限)

第21条 理事は、次に掲げる場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受ける。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人との取引をしようとするとき。
  - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告する。

## 第4章 社員総会

### (種別)

第22条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

### (構成)

第23条 社員総会は、社員(正会員)をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (権限)

第24条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り開催することができる。また、その決議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 会費の額及びその徴収方法
- (4) 役員を選任
- (5) 定款の制定並びに変更
- (6) その他この法人の運営に関する重要な事項

### (開催)

第25条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内で開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき。

### (招集)

第26条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定められた順位により副理事長がこれに代わる。
- 4 社員総会の招集に当たっては、理事会において総会の目的たる事項、日時、場所等を定め開催日の1週間前までに書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知する。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、その社員総会において出席社員の中から選出する。

(定足数)

第28条 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第29条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 議長は、社員としての議決権を行使できない。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 役員の選任及び解任
  - (2) 役員等の報酬の額又はその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算(報告)
  - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 解散
  - (9) 解散に伴う残余財産の処分
  - (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止
  - (11) 理事会において社員総会に付議した事項
  - (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財産法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議決権の代理行使)

第30条 社員は、この法人の他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、

この場合には、社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出すること。

(書面等による議決権行使)

第31条 書面及び電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、社員総会の日時の直前の業務終了時まで議決権行使書面に必要な事項を記載し、本書面をこの法人に提出又は提供する。

2 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権に参入する。

(社員総会決議の省略)

第32条 理事又は社員が社員総会の目的事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第33条 理事長が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

## 第5章 理事会

(種類)

第35条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(構成)

第36条 この法人は、機関として理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事で構成する。

3 監事は、理事会に出席し必要があると認められるときは、意見を述べる。

(権限)

第37条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開 催)

第38条 通常理事会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集通知が発せられない場合において、その請求を行った理事が招集するとき。
- (4) 監事から、理事長に対し理事会招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集通知が発せられない場合において、その請求を行った監事が招集するとき。

(招 集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により、理事が招集する場合及び前条第2項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、請求の日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順位により副理事長が理事長に代わる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発する。
- 5 前項の規定にかかわらず理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順位により副理事長がこれに代わる。

(定足数)



第41条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き理事会に出席した理事の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(ただし、監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第46条 目的事業を行うために不可欠な別紙記載の特定財産については、その適正な維持及び管理に努める。

(財産の管理)

第47条 この法人の財産管理・運用は、理事長又は、財務担当執行理事が行い、その方法は、理事会の決議を経て、別に定める財産管理運用規程による。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て社員総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ執行することができる。重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 理事長は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

2 計算書類及び附属明細書並びに事業報告については、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで定時社員総会へ提出する。

3 前項の規定により定時社員総会に提出された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。ただし、これらの計算書類が法令及び定款に従い、この法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、理事長は計算書類の内容を定時社員総会に報告すれば足りる。

3 この法人は、第2項の定時社員総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(収支差額の処分)

第51条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

2 この法人の決算に差額が生じたときは、社員総会の決議を経て、その全部又は一部を積み立て又は翌年事業年度に繰り越すことができる。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第52条 この法人は、基金の拠出を社員又はその他第三者に求めることができる。

(基金の募集等)

第53条 基金の募集及び割当、払込み等、手続きに関しては、理事会の決議を要するものとし、別途「基金取扱規定」を定め、これによるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第54条 基金の返還は、前条「基金取扱規定」に定める日までに返還しないものとする。

(基金返還の手続)

第55条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、毎事業年度末の貸借対照表の剰余金をもって処分可能な額内において返還するものとする。

(代替基金の積立て)

第56条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する額を代替基金として積立てるものとする。ただし、この基金の取り崩しは行わないものとする。

## 第8章 定款変更、及び解散等

(定款の変更)

第57条 この定款は、第54条の規定を除き、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

(事業の合併等)

第58条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般社団・財団法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

第59条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠乏
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

2 前項第1号、第2号によるこの法人が解散する場合は、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

(残余財産の帰属)

第60条 当法人が清算をする場合において有する残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする法人又は地方公共団体に贈与・寄贈するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

(書類及び帳簿の備置き)

第62条 この法人事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置くものとする。また、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 社員総会議事録
- (4) 理事会議事録
- (5) 会計帳簿
- (6) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(個人情報の保護)

第64条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(公 告)

第65条 この法人の公告は、電子公告により行う。

<http://www.town.shizukuishi.iwate.jp>

- 2 この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

## 第11章 雑 則

(委 任)

第66条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に

定める。

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

これは現行定款に相違ありません。

令和6年5月29日

岩手県岩手郡雫石町寺の下46番地3  
一般社団法人しずくいし観光協会  
代表理事 太田代 敏彦